

## 市公共施設の対応及び市主催イベント等の開催方針について

令和 2 年 5 月 8 日  
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症については、国が5月31日まで緊急事態宣言を延長したことにともない、広島県は緊急事態措置等を延長し、今後の感染状況によって外出自粛などの制限を段階的に措置の緩和する方向性が示されたため、本市の対応を次のとおり決定しました。

### 2 市公共施設の対応について

市公共施設は、国及び県の緊急事態措置を踏まえ、当面の間、休館または使用停止の措置を継続します。

ただし、県内の感染拡大状況を踏まえた広島県の方針を踏まえ、段階的な使用制限の緩和を行うものとし、次の施設については、5月11日（月）以降、使用制限を緩和します。

施設名	現在の対応	緩和の内容
市の管理する公園遊具 (ピースリーホームバンブー総合公園 園子供広場の遊具施設を除く)	当面の間使用禁止	5月11日（月）から使用可
ピースリーホームバンブー総合公園 テニスコート		5月12日（火）から使用可
ピースリーホームバンブー総合公園 多目的グラウンド		

### 3 市主催イベント等の開催方針について

国及び県が緊急事態措置を5月31日まで延長し、引き続き外出や他地域との往来の自粛を要請することから、引き続き、当面の間、市主催イベント等は原則※として延期、又は中止とします。

※ただし、この時期に実施する必要がある、実施日の変更が困難なものについては、次の感染予防に必要な対策を取り、実施できるものとします。

#### 【感染予防に必要な対策】

- ・発熱等の症状がある人には参加を控えるよう事前通知
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・アルコール消毒液を会場や会場内の複数箇所に設置
- ・屋内イベントでの定期的な換気

### 4 今後について

今後の国、県の対応や感染状況を考慮し、段階的に施設等の使用制限の緩和等を行います。